

お知らせ

改元に伴う文書等への元号の表記について

町が発送する文書等については、従来から原則として和暦(元号)を使用しています。

■「元号を改める政令」の施行により、5月1日から元号が「令和」に改められるため、同日以降、町から発送する文書等については、原則として新元号である「令和」を使用いたします。(ただし、4月30日までの文書等に5月1日以降の日付等を記載する場合は、「平成」が使用されます。)

■5月1日以降に発送する文書等の中には、印刷やスケジュールの関係から、日付や納期限などが「平成」のままで届く場合がありますが、法律上の効果に影響はありませんので、新元号に読み替えていただきますよう、みなさまのご理解とご協力をお願いいたします。

※一部の書類については、元号の訂正部分を二重線で消し、新元号を記載する場合があります。

■年度の表記については、文書により「平成31年度」と記載されている場合がありますが、法律上の効果に影響はありませんので、「平成31年度」と記載されているものについては「令和元年度」と読み替えていただきますよう、よろしくをお願いいたします。

※お問い合わせ 総務課総務係 電話：25-5000 (直通)